

平成24年度 教育委員会 第1回定例会 議案

1 日 時 平成24年4月4日(水) 午前10時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第1号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則 ... 1

第2号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正 ... 5

<非>第3号議案 平成23年度永年勤続者表彰被表彰者(追加)の決定 ... 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第1号議案

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年4月4日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月 日

静岡県教育委員会委員長 金子容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会文書管理規則（平成13年静岡県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(文書等の管理体制) 第4条 (略)	(文書等の管理体制) 第4条 (略)
<u>2</u> 文書管理者の事務を補佐させるため、本庁の課(室)及び教育機関等に文書主任を置く。	<u>2</u> <u>文書管理者の事務(公文書の審査に関するものに限る。)</u> を補佐させるため、本庁の課(室)及び教育機関等に文書審査主任を置く。
<u>3</u> ~ <u>5</u> (略)	<u>3</u> <u>文書管理者の事務(公文書の審査に関するものを除く。)</u> を補佐させるため、本庁の課(室)及び教育機関等に文書主任を置く。 <u>4</u> ~ <u>6</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

< 第 1 号議案 概要 >

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

県民に分かりやすい文書を作成するため、文書審査主任を設置するための改正を行う。

2 施行期日

公布の日（平成 24 年 4 月 10 日）

第2号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年4月4日提出

静岡県教育委員会教育長

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 (略) (1)~(3) (略) (4) <u>電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。</u> <u>ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すものであること。</u> <u>イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。</u> (文書管理者) 第3条 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)~(3) (略) (文書管理者) 第3条 (略) <u>(文書審査主任)</u> <u>第3条の2 管理規則第4条第2項の文書審査主任(以下「文書審査主任」という。)は、文書管理者の指示の下に、文書管理者の事務(前条第2項第2号に掲げる事務に限る。)を行うものとする。</u> <u>2 文書審査主任は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。</u> (1) <u>本庁の課(室) 課長補佐</u></p>

(文書主任)

第4条 管理規則第4条第2項の文書主任(以下「文書主任」という。)は、文書管理者の指示の下に、文書管理者の事務を行うものとする。

2・3 (略)

(ファイル管理者)

第5条 管理規則第4条第4項及び第5項のファイル責任者(以下「ファイル責任者」という。)は、文書管理者又は文書主任の指示の下に、次に掲げる事務を行うものとする。

(公印取扱者及びその代行者)

第18条 (略)

2 前項の公印取扱者は、特別な事情がない限り、管理規則第4条第2項の文書主任(教育事務所等にあつては、総括文書主任)をもって充てる。

(2) 教育機関等(県立学校を除く。) 次長

(3) 県立学校 副校長(副校長を置かない学校にあつては教頭)

(4) 前3号に掲げる者を置かない本庁の課(室)及び教育機関等 文書管理者が教育総務課長と協議の上、指名する者

3 前項に規定するもののほか、文書管理者が必要があると認めるときは、別に定めるところにより、文書審査主任を置くことができる。

(文書主任)

第4条 管理規則第4条第3項の文書主任(以下「文書主任」という。)は、文書管理者の指示の下に、文書管理者の事務(第3条第2項第2号に掲げる事務を除く。)を行うものとする。

2・3 (略)

(ファイル管理者)

第5条 管理規則第4条第5項及び第6項のファイル責任者(以下「ファイル責任者」という。)は、文書管理者又は文書主任の指示の下に、次に掲げる事務を行うものとする。

(公印取扱者及びその代行者)

第18条 (略)

2 前項の公印取扱者は、特別な事情がない限り、管理規則第4条第3項の文書主任(教育事務所等にあつては、総括文書主任)をもって充てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。

< 第 2 号議案 概要 >

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

1 改正の理由及び内容

県民に分りやすい文書を作成するために置かれる文書審査主任に充てる職を規定するため等の改正を行う。

2 施行期日

公布の日（平成 24 年 4 月 10 日）

第 1 回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	平成 24 年度教育委員会事務局所属長等	1
2	平成 24 年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要	2
3	「新東名で行く！ふじのくに文化財探索まっぷ」の発行	4
4	青少年のスポーツ交流事業（バスケットボール）	5
5	青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイドの概要	6
6	<非>カッター転覆事故に係る勧告に基づく「講ずべき措置に関する実施計画」の提出	非

報告事項1
(件名)

平成24年4月4日

平成24年度教育委員会事務局所属長等

所 属 名	職 名	氏 名	前 所 属 ・ 職 名
	教 育 長	あ べ と お る 安 倍 徹	(浜松北高等学校長)
	教 育 次 長	て ら だ よ し み 寺 田 好 弥	(総務部自治局自治行政室長)
教 育 総 務 課	事務局参事兼 課 長	す ぎ も と と し ひ さ 杉 本 寿 久	(静岡市立商業高等学校長)
教 育 政 策 課	課 長	よ し ざ わ か つ じ 吉 澤 勝 治	(田方農業高等学校長)
"	情 報 化 推 進 室 長	な ら ま か ず ひ ろ 奈 良 間 一 博	(教育政策課情報・統計班長)
"	人 権 教 育 推 進 室 長	い し か わ り え こ 石 川 理 恵 子	(同室主席主任指導主事)
財 務 課	課 長	は ら だ よ う い ち 原 田 揚 一	(交通基盤部管理局経理監)
福 利 課	課 長	に し か わ ま こ と 西 川 誠	(教育総務課参事)
学 校 教 育 課	事務局参事兼 課 長	た な か し ゅ ん 田 中 潤	(磐田市教育委員会学校教育課長)
"	小 中 学 校 教 育 室 長	こ し み ず ま ゆ み 興 水 ま ゆ み	富士宮市立西富士中学校長
"	高 校 教 育 室 長	い わ き あ き ら 岩 城 明	三島南高等学校長
"	特 別 支 援 教 育 室 長	わ た な べ ひ ろ き 渡 邊 浩 喜	(浜名特別支援学校長)
"	高 校 再 編 整 備 室 長	し お ざ き か つ ゆ き 塩 崎 克 幸	(高校再編整備室主席指導主事)
学 校 人 事 課	事務局参事兼 課 長	す す き ひ ろ ゆ き 鈴 木 啓 之	磐田市立豊田中学校長
社 会 教 育 課	課 長	い け す み な こ 活 洲 み な 子	(静西教育事務所総括管理主事)
文 化 財 保 護 課	課 長	や な ぎ だ き よ う い ち 柳 田 恭 一	(熱海市立泉中学校長)
ス ポ ー ツ 振 興 課	課 長	ま つ だ よ し み ち 松 田 好 道	掛川工業高等学校長
静 東 教 育 事 務 所	所 長	な か む ら た か し 中 村 孝	同所次長兼教職員課長
静 西 教 育 事 務 所	所 長	は し も と ま さ る 橋 本 勝	学校人事課人事監兼課長補佐
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	所 長	か つ た し ゅ ん や 勝 田 順 也	(学校教育課参事)
中 央 図 書 館	館 長	や の す み お 谷 野 純 夫	(総合教育センター学校支援担当 参事)
総 合 教 育 セ ン タ ー	所 長	み つ や み つ よ し 三 ッ 谷 三 善	(教育政策課長)
焼 津 青 少 年 の 家	所 長	か ま た ひ で み 鎌 田 英 巳	(静岡農業高等学校事務長)
観 音 山 少 年 自 然 の 家	所 長	あ ら か わ よ し の り 荒 川 義 則	磐田市立岩田小学校長
富 士 山 麓 山 の 村	所 長	し お ざ わ ゆ う じ 塩 澤 裕 二	(下田高等学校事務長)

前所属・職名欄の()書きは、22年度末人事異動以前の異動による前所属・職名

(件 名) 平成24年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

(学校教育課)

1 入学者選抜の概要 (() 内の数字は23年度のデータである。)

(1) 全日制の課程

項 目	一般選抜	特別選抜				再募集	合 計
		海外帰国生徒選抜	外国人生徒選抜	長期欠席生徒選抜	連携型選抜		
実施校数 1	99 (99)	15 (15)	9 (9)	3 (3)	3 (3)	28 (30)	
実施科数 2	174 (172)	16 (16)	13 (13)	4 (4)	3 (3)	33 (39)	
募集定員	3 21,941 (21,459)	8+若干名 (8+若干名)	若干名 (若干名)	若干名 (若干名)	定めない (定めない)	383 (530)	4 22,240 (21,765)
志願者数	24,234 (23,035)	29 (25)	15 (9)	26 (19)	172 (193)	74 (70)	24,550 (23,351)
受検者数	24,098 (22,877)	28 (25)	15 (9)	26 (19)	172 (193)	74 (69)	24,413 (23,192)
合格者数 5	21,761 (21,157)	25 (23)	12 (7)	23 (18)	172 (193)	54 (57)	22,047 (21,455)
実質倍率	1.11 (1.08)	1.12 (1.09)	1.25 (1.29)	1.13 (1.06)	1.00 (1.00)	1.37 (1.21)	

- 1 分校を1校と数える。実際に志願者のなかった高校を含む。
- 2 小学科数を示す。くくり募集は1科として数える。実際に志願者のなかった科を含む。
- 3 一般選抜の募集定員には、特別選抜の募集定員を含む。
- 4 募集定員の合計は、定員策定時(11月発表)のものであり、併設する中等部からの入学予定者数を含む。
- 5 併設する中等部からの入学予定者数(沼津市立沼津74人、清水南68人、浜松西157人)を含まない。中等部からの入学予定者を含むと、合格者数合計は22,346人となる。

(2) 学年制による定時制の課程

項 目	一般選抜	再募集	合 計
実施校数	18 (18)	15 (16)	
実施科数	18 (18)	15 (16)	
募集定員	720 (720)	289 (281)	720 (720)
志願者数	473 (495)	81 (84)	554 (579)
受検者数	469 (484)	80 (83)	549 (567)
合格者数	435 (440)	70 (64)	505 (504)
実質倍率	1.08 (1.10)	1.14 (1.30)	

募集定員の合計は、定員策定時(11月発表)のものである。

(3) 単位制による定時制の課程

項 目	春季		秋季	合 計
	一般選抜	再募集		
実施校数	3 (3)	2 (1)	3 (3)	
実施科数	3 (3)	2 (1)	3 (3)	
募集定員	576 (576)	11 (15)	64 (64)	640 (640)
志願者数	641 (651)	15 (10)	- (60)	- (721)
受検者数	630 (639)	15 (10)	- (57)	- (706)
合格者数	569 (562)	13 (9)	- (46)	- (617)
実質倍率	1.11 (1.14)	1.15 (1.11)	- (1.24)	

募集定員の合計は、定員策定時(11月発表)のものである。

2 学力検査の結果

平均点（50点満点）及び標準偏差（（ ）内の数字は平成23年度のデータである。）

教科	平均点	標準偏差
国語	31.41 (33.73)	6.98 (7.42)
数学	25.04 (21.35)	11.00 (10.09)
英語	26.26 (25.20)	10.93 (10.56)
社会	28.12 (26.41)	10.33 (9.18)
理科	24.15 (24.78)	9.97 (10.20)
実施校数	99校 (99校)	

分校を1校と数える。
全日制の課程のみ。

3 一般選抜学校裁量枠における学校独自選抜資料実施校・科数

（（ ）内の数字は平成23年度のデータである。）

	学校裁量枠設定校 全日制88校147科	
	実施校	科
作文	6 (7)	9 (10)
小論文	0 (0)	0 (0)
実技検査	80 (80)	128 (125)
適応力検査	6 (6)	7 (7)

分校を1校と数える。
全日制の課程のみ。

「新東名で行く！ふじのくに文化財探索マップ」の発行

(文化財保護課)

1 目的

新東名高速道路の開通に伴い、沿線の文化財への興味関心を高めるとともに、高速道路の利活用促進や地域活性化を図るため、「新東名で行く！ふじのくに文化財探索マップ」を発行した。

2 概要

(1) 記載内容

新東名高速道路の施設(インターチェンジ・サービスエリア・パーキングエリア)9か所を起点として、車又は徒歩により周遊できる近隣文化財(所要時間は見学時間も含めて1時間程度)を各1か所紹介する。紹介に当たっては、記事に加えて、マップ、写真、イラストを添える。

また、近隣の他の文化財や富士山のビューポイント等の情報も併せて紹介する。

(2) 作成部数

20,000部

(3) サイズ等

A5判仕上がり・中綴じ・24ページ・カラー・マットコート90kg

(4) 配架(配布)場所

- ・県関係機関(各庁舎、東京事務所、県立中央図書館、県立美術館等)
- ・市町関係機関(社会教育施設、道の駅等)
- ・その他団体(静岡県観光協会各案内所等)
- ・一般県民(希望者へ郵送)

青少年のスポーツ交流事業(バスケットボール)

(スポーツ振興課)

1 要 旨

平成21年9月、及び平成23年3月に静岡県教育委員会と台湾6市縣教育局(處)との間で「青少年の相互交流推進に関する協定」を締結し、高校野球交流を実施している。

本年度は、さらにバスケットボールでのスポーツ交流を実施した。

2 事業概要

(1) 選手団派遣期間：平成24年3月16日(金)から20日(火)まで(4泊5日)

(2) 交流親善試合期日：平成24年3月17日(土)・18日(日)・19日(月)

(3) 派遣選手団：選手30人(男子15人、女子15人)本部役員12人

(4) 内 容：中華民国全国高級中等學校體育總會が対戦相手をHBL(High school Basketball Leagueの略、台湾の高校バスケットボール全国大会)上位校より選出し、男子4試合女子4試合の合計8試合を実施。

(5) 対 戦 相 手：男子

女子

新北市私立南山高級中學

台北市私立金甌女子高級中學

台北市立松山高級中學

台北市立第一女子高級中學

新北市私立能仁家事商業職業學校

台北市私立滬江高級中學

國立基隆高級商工職業學校

台北市立陽明高級中學

(6) 主な日程と結果

	午前	午後
3/16 (金)	移動	
3/17 (土)	練習	会場：南山高中(新北市) 男子：100-93 南山高中(新北市) 女子：69-63 金甌女中(台北市)
3/18 (日)	会場：北一女中(台北市) 男子：89-64 松山高中(台北市) 女子：71-52 北一女中(台北市)	会場：裕隆体育館(新北市) 男子：90-91 能仁家商(新北市) 女子：48-46 滬江高中(台北市)
3/19 (月)	会場：基隆商工(基隆市) 男子：86-42 基隆商工(基隆市) 会場：陽明高中(台北市) 女子：103-84 陽明高中(台北市)	研修 忠烈祠 故宮博物院
3/20 (火)	移動	

3 その他

本県は選抜選手団、台湾は単独校で本県の7勝1敗(男子3勝1敗、女子4勝)であった。北一女中(台北市)は、女子高等教育の拠点校であり、優秀な人材を数多く輩出しており、本年度HBL女子優勝校。男子が対戦した基隆商工(基隆市)も学校あげての熱烈歓迎であった。

体格は圧倒的に台湾側が優位だが、バスケット戦術において静岡県のレベルが高かった。研修では台北市の忠烈祠見学や故宮博物院訪問により、歴史や文化に触れることができた。今後も静岡県バスケットボール協会が強化の一環として台湾遠征を考えている。

青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイドの概要

(社会教育課)

1 趣旨

青少年教育施設を利用する学校の教職員が、施設を安全かつ有効に利用するため、指導者の心構えや安全に活動するための具体的な方法等の指針となるガイドを作成した。

2 作成したもの

- (1) 利用者ガイド (A4版20ページ) (別添1)
- (2) チェックリスト編 (A4版4ページ) (別添2)

3 利用者ガイドの内容

	利用者ガイド	チェックリスト編
特徴	・青少年教育施設利用の流れ(計画の立案、事前打合せ、子どもへの事前指導、施設での活動、学校での事後指導)に沿って、安全に活動するために具体的な方法等を示した。	・施設を安全に利用するための方法を、もれなく確認できるよう、利用者ガイドの内容をチェックリスト化した。
内容	・自然生活体験の効果や価値 ・指導者としての心構え ・施設利用の流れ ・計画・準備、事前指導、施設での活動、事後指導での留意事項 ・指導者に求められること	・指導者としての心構え ・施設利用の流れ ・チェックリスト ・指導者の役割分担表(活動時、緊急時) ・気象についての知識
配信先	・県内の全小・中学校、高校、特別支援学校へメール配信 各学校が必要に応じて教職員へ配信又は印字の上配布する。	・県内の全小・中学校、高校、特別支援学校へ配信 全教職員へ配信又は印字の上配布するよう各学校へ依頼する。
活用方法	・指導的な立場の教職員が、指導者の心構えや安全に施設を活用する方法等を知り、必要な内容を関係教職員に指導、伝達する。 ・施設利用の経験が少ない教職員の研修資料とする。	・施設を利用する教職員が、利用者ガイドの内容を踏まえ、立案・準備・当日の活動等チェックリストを確認しながら進める。

3 想定される効果

- ・教職員が施設での活動を主体的に推進する。
- ・教職員や児童・生徒の安全に対する意識が高まる。
- ・安全を優先した計画や準備が行われ、活動中のリスクが減少する。また、緊急時における対応が的確、迅速にできる。
- ・子どもの姿をよりの確に見取り、活動後の学校生活に活かすことができる。
- ・施設利用の経験が少ない教職員の知識や安全意識が高まる。

4 周知方法

- ・県校長会での説明
- ・教職員、県民、教育関係者等に配布する「Eジャーナルしずおか」に紹介記事を掲載
- ・教職員を対象に行われる各種研修会で説明及び資料配布
- ・県立青少年教育施設で利用学校の指導者研修会等で説明
- ・社会教育課HPに掲載
- ・県内の小・中学校、高校、特別支援学校以外の団体へは、青少年教育施設から送付

別添 1

青少年教育施設を利用する教職員のための
利用者ガイド

平成 24 年 4 月

静岡県教育委員会

はじめに

近年におけるメディアの発達、家庭環境や社会環境の大きな変化に伴い、子どもたちの生活空間は屋外から室内へ、さらに子ども同士のかかわりも大集団から少人数へと移行しています。このような子どもたちをめぐる変化に対して、様々な観点から対策を講じる必要があります。中でも自然体験活動は、大きな役割を果たすものと思います。

自然体験活動（集団宿泊活動）は、自然や生命への畏敬の念を育て、自然や社会で調和して生きていくことの大切さを理解する体験の場です。同時に、自然の中での集団的な活動は、きまりや規律を守ることや、協力することの大切さ、自ら実践し創造する態度を学ぶことなど、日頃の生徒指導が目指す社会性の育成や適切な人間関係の構築を一度に行えるよい機会でもあります。

こうした中で、豊かな自然環境の中に設置されている宿泊型施設である青少年教育施設は、教育上、重要な位置を占めていると言えます。

しかし、どんなに意義ある活動であっても、子どもたちの安全が第一であることは、言うまでもありません。平成 22 年 6 月 18 日の県立青少年教育施設におけるポート転覆事故以後、県教育委員会では、青少年教育施設の施設・設備の安全管理に係る総点検、活動における安全対策、緊急時対応の見直しなど、改善と実施を進めてきました。同時に、安全性を更に高めていくためには、施設運営者とともに、活動主体である利用者が活動に関する適切な知識と情報を共有していくことが求められます。

このようなことから、今回、県教育委員会では、利用団体の引率指導者が、活動場所の自然環境をよく知り、安全を確保する準備や、役割分担、子どもの安全意識を高める指導などを行うために、青少年教育施設の第一の利用者である学校を対象とした「青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド」を作成しました。この冊子の活用により、自然体験活動におけるリスクを少しでも減少し、教育的効果を高めていくことにつながると考えます。

この事故の教訓を風化させず、改めて「自然体験活動は、有意義な価値ある活動であるが、刻々と変化する自然状況の中で行われる活動であり、多くの危険が潜んでいる」ということを共通認識し、万全な安全対策の下、子どもの成長につながる活動を実施していただきたいと願っています。

平成 24 年 4 月

静岡県教育委員会
教育長 安倍 徹

目次

1	静岡県の青少年教育施設	1
2	自然体験活動（集団宿泊活動）の教育的効果	1
	(1) 自然体験活動（集団宿泊活動）の意義	
	(2) 静岡県の自然体験活動等への取組状況	
3	「青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド」の活用	2
4	指導者としての心構え	3
5	施設利用の流れ	3
6	準備の段階で大切なこと	4
	(1) 子どもの実態把握	
	(2) 活動計画の立案	
	(3) 施設との事前打合せ	
	(4) 施設・活動場所の下見	
	(5) 活動計画の見直し	
	(6) 子どもへの説明・事前指導	
	(7) 保護者への説明・指導・依頼（事前説明会等の場において）	
	(8) 校内教職員への説明	
	(9) 子どもの把握	
7	青少年教育施設での活動中に大切なこと	9
	(1) 施設内における安全対策の再確認	
	(2) 気象状況の把握と活動実施についての判断	
	(3) 活動直前の点検	
	(4) 活動中の子どもの姿の見取り	
8	学校生活に生かす	11
	(1) 事後指導（学校の生活でさらに伸ばす）	
9	指導者に求められること	11
	(1) 役割分担とコミュニケーション	
	(2) 最新の気象情報などの正確な把握	
	(3) 想定できるあらゆる危険の出し合いと理解	
	(4) 危険への対応(シミュレーション)の技能	
	(5) 下見情報の活用	
	(6) 救急法・救急処置の知識と技能	
	(7) 万全な用具・装備の準備と使用方法の熟知	
	(8) 自らの体調管理	
資料編	静岡県の青少年教育施設等 チェックリスト編	14
	(1) 県内の公立青少年教育施設一覧	
	(2) 県立青少年教育施設と予約方法	
	(3) チェックリスト編	

1 静岡県の青少年教育施設

静岡県は、海や山、湖など変化に富んだ自然を有し、日本の豊かな風土の縮図とも言えます。その環境や地形を最大限に生かして、以下の4つの県立青少年教育施設が配置され、特色のある施設運営が行われています。

- ・ 日本一の富士山麓をフィールドとする「朝霧野外活動センター」
- ・ 漁港の街ならではの活動メニューを提供する「焼津青少年の家」
- ・ 遠州奥に位置し、いなさ湖を一望できる「観音山少年自然の家」
- ・ 奥浜名湖に位置し、野外と水辺の活動ができる「三ヶ日青年の家」

これらの青少年教育施設で展開される本物の自然とかかわる活動は、自然の美しさや厳しさを知るよい機会となります。また、優れたプログラムのもとで、自主性、自律性、協調性、創造性などを身に付けるなど、子どもたちにとって大きな教育的効果があります。

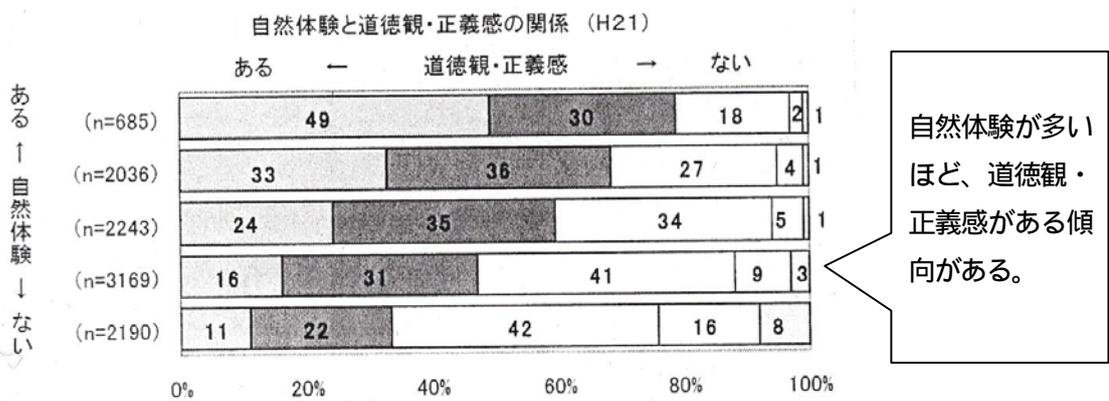
2 自然体験活動（集団宿泊活動）の教育的効果

(1) 自然体験活動（集団宿泊活動）の意義

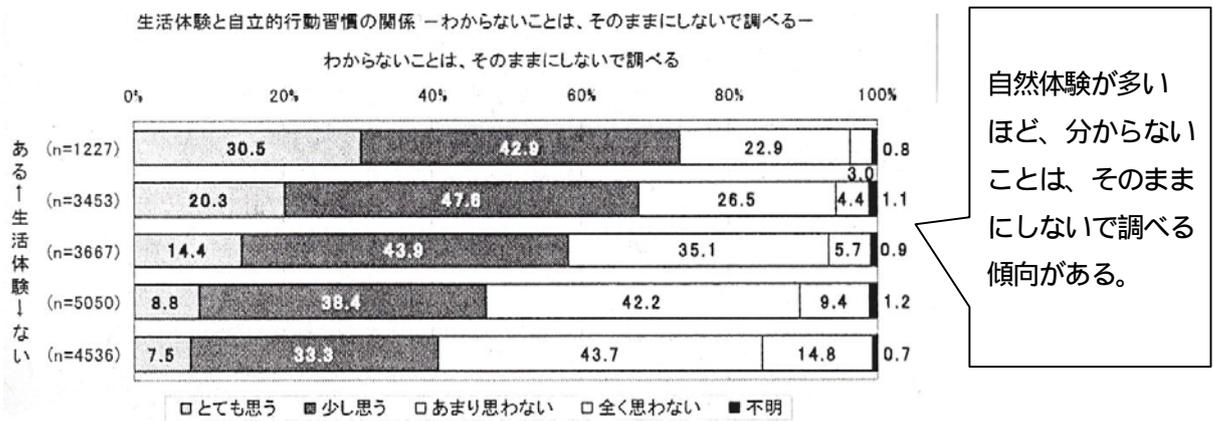
「小学校学習指導要領」第6章特別活動においては、集団宿泊活動の内容として「自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと」とあります。

子どもたちは、家庭を離れ集団で宿泊する活動の中で、自力で解決しなければならない問題に直面し、それらの問題を解決する過程で「考えて行動すること」や「ルールを守ること」「仲間と協力する大切さ」等を学んでいきます。また、普段の家庭生活を振り返る、家族に支えられている自分を見つめる、家族への感謝の気持ちを深めるなど、道徳性も培われていきます。

実際に、独立行政法人国立青少年教育振興機構が編集・発行した『「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」報告書 平成21年度調査』及び『「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」報告書 平成22年度調査』においても、自然体験が多い子どもほど、道徳観や正義感が強く、分からないことはそのままにしないで調べる傾向があるなどの結果が報告されています。(図1・2)



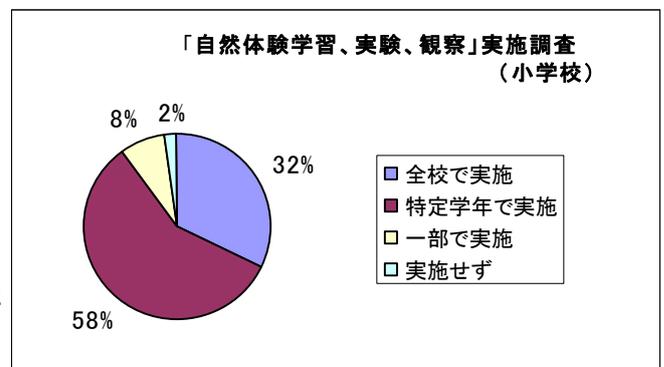
(図1) 国立青少年教育振興機構編『「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」報告書 平成21年度調査』より転載



(図2) 国立青少年教育振興機構編『「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」報告書 平成22年度調査』より転載

(2) 静岡県の自然体験活動等への取組状況

県では、県内の小・中学校を対象に「子どもたちの豊かな人間性を育むための自然体験学習、実験、観察の教育課程への位置付け」についての調査を行いました。その結果、小学校の98%、中学校の88%が、「豊かな人間性」を育む手段として、教育活動の中に自然体験学習、実験、観察などの活動を取り入れていることが分かりました。(図3)



(図3) 『「有徳の人」づくりアクションプラン』に関する中間状況調査 (平成23年)

3 「青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド」の活用

次代を担う子どもたちが、健やかな体と豊かな心を育み、社会の責任ある一員として成長できるよう、学校や青少年教育施設等を中核として、教育効果の高い活動を提供することは極めて重要です。

しかし、自然体験活動は変化の予測が難しい自然を題材として行うため、活動を企画し指導する者に、教育者としての専門性に加え、安全管理の専門性も要求されます。そのため、引率指導者の自然体験活動に対するスキルアップは必要不可欠です。

本ガイドは、学校の教職員の皆さんが施設を安全かつ有効に利用するため、引率指導者の心構えや安全に活動するための具体的な方法等の指針をまとめました。このガイドを利用することにより、安全を最優先した計画や準備がなされ、活動中のリスクの減少が図られることを期待しています。また、安全に留意する教職員の態度は、児童生徒の安全に対する意識を高めることにもつながります。この「青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド」を十分に活用していただき、静岡県の豊かな自然の中、万全な安全対策のもとで、子どもの主体性や自発性を十分に生かした活動を繰り返し広げてください。

4 引率指導者としての心構え

青少年教育施設を使用し、自然の中での活動を進めていく引率指導者として、次のような心構えが求められます。

(1) 活動を推進する主体は学校であるという意識を常に持つ。

施設職員はサポート役です。活動によっては前面に出て指導に当たることもありますが、活動を進める主体は学校であるという意識を持ち、学校での日常生活と同じ指導を心掛けるようにしましょう。

(2) 安全を最優先に考え、活動を計画、準備、実施する。

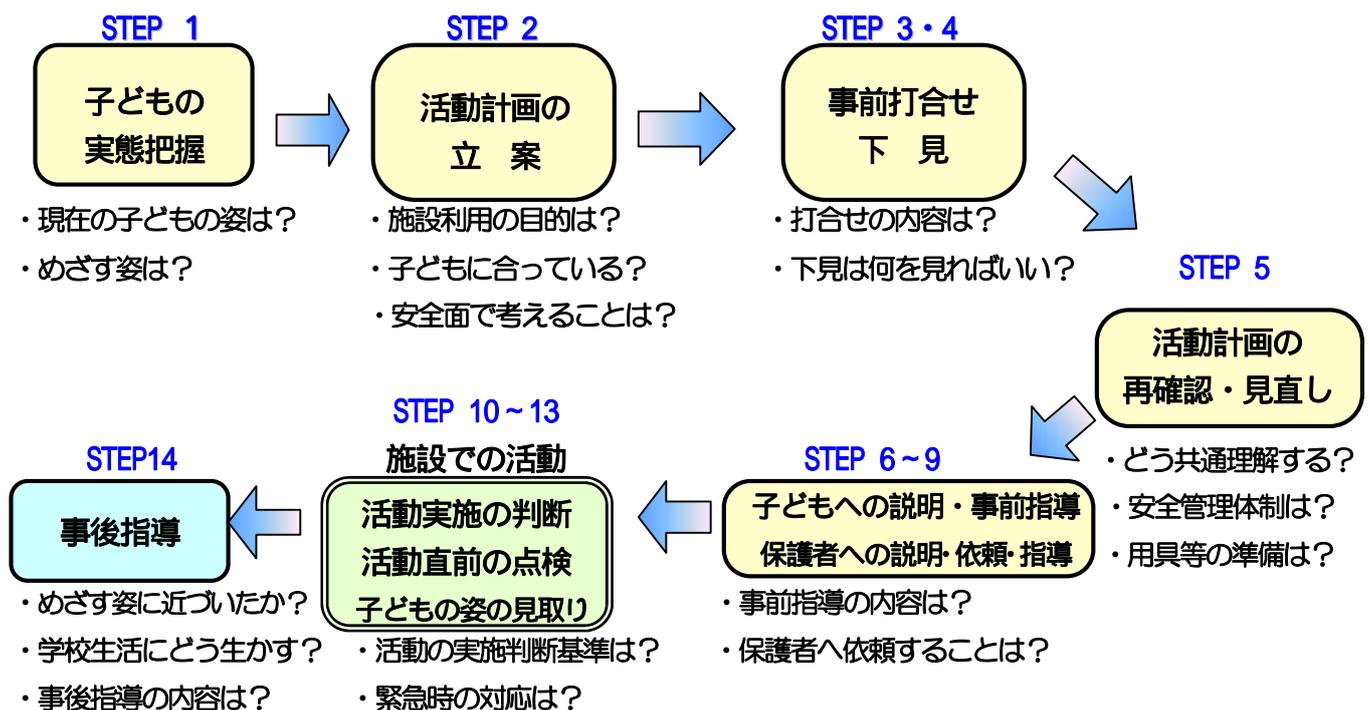
全ての活動や施設での生活の中で、安全を最優先に考えましょう。「危険な体験ほど教育効果が上がる。」という認識は間違いです。子どもがその活動を実際に体験し終えることにより、教育的効果が上がります。したがって、活動が安全に完結されることが教育的効果を上げるための最低必要条件です。

(3) 学校教育目標などを達成するために、青少年教育施設を利活用する。

学習の場所が学校から青少年教育施設へ変わりますが、教育目標や学年目標、学級の目標を達成しようとすることは、学校での活動と同じです。目標を達成するために上手に利活用しましょう。

5 施設利用の流れ

<施設利用の主な流れ>



6 準備の段階で大切なこと

(1) 子どもの実態把握 (STEP 1)

活動の準備は、現在の子どもの実態を把握し、施設を利用した後のめざす子どもの姿をイメージすることから始めましょう。

(2) 活動計画の立案 (STEP 2)

めざす子どもの姿にどのように近づくか具体的な手立てを考え、どのような目的で施設を利用するかをはっきりさせることが、立案の第一歩になります。その際、安全に対する意識を常に持つことが大切です。

計画を検討する際、施設が作成している「利用の手引き」や「活動についての資料（活動のねらいや活動エリア、準備物、所要時間、安全に活動するために配慮すること、実施できるか判断するための基準等が書かれているもの）」を十分に読み、施設や活動について理解した上で立案しましょう。不明な点は問い合わせをするなどして、施設職員の意見やアドバイスを参考にしましょう。

また、計画していた活動が予定どおりに進まなかったり、悪天候などで実施できなかったりすることを想定し、ゆとりを持った日程、目的に合った代案の準備をしましょう。子どもが安全に活動したり、日常と変わらない指導をしたりするために、必要な引率指導者数を確保することも大切です。

(3) 施設との事前打合せ (STEP 3)

事前の打合せでは、下記の内容について施設職員と十分に話し合います。

- ・子どもの実態及び活動のねらいや内容の共有
- ・活動や緊急時における指導者と施設職員との役割分担の確認
- ・当日の活動プログラムの選定
- ・活動の実施判断基準の確認
- ・緊急時の搬送先の確認（医療機関）
- ・活動場所における危険箇所の把握
- ・施設内における緊急時の避難場所の確認
- ・提出書類、連絡方法等

(4) 施設・活動場所の下見 (STEP 4)

施設・活動場所の下見は、できる限り多くの引率指導者が行き、下記のア～ウの内容を確認しましょう。ただ見るだけではなく、あらゆる事態を想定して、様々な角度から観て、体験することにより初めて「下見をした」と言えます。活動場所や危険箇所を確認し合うために写真やビデオ撮影を行ったり、施設職員の助言を得たりすると、より効果的です。

ア 適正な活動内容及びコースの確認

活動内容や活動場所、コースは、子どもの実態（年齢・体力・能力）や目標の達成にふさわしいかを考え、選定するようにしましょう。

イ 活動場所の安全確認、危険な箇所などのチェック

子どもの行動や目線を意識して、複数の目で危険箇所のチェックを行いましょう。危険箇所に加えて、当日の活動範囲の状況や監視体制、荒天時や地震発生時の緊急避

難場所や避難経路、指導者の役割分担も併せて確認しておく必要があります。

ウ 施設内での緊急時の対応方法の把握

緊急時に備え、施設内の避難場所、避難経路の確認をしましょう。また引率指導者の役割分担や動きを明確にしておきましょう。役割としては、統括、避難誘導、人員把握、救護、情報収集、施設との連絡、学校への連絡、火災での初期消火などが考えられます。(施設によっては、緊急時の担当者名の報告を求められる場合もあります。)

エ 通信機器、通信状態の確認

活動で使用する通信機器の操作方法や、活動場所での通信状態を確認しましょう。特に携帯電話は電波受信状態を把握することが必要です。

(5) 活動計画の再確認・見直し (STEP 5)

ア 危険箇所等の地図の作成

下見で確認した内容(4)施設・活動場所の下見(ア～ウ)をもとに、危険箇所や避難経路、引率指導者の配置等が記載された地図を作成し、情報の共有や危険回避の対策を考えるために活用しましょう。

イ 引率指導者全員による情報の共有

事前打合せや下見で得られた情報を、引率指導者全員が共有できるよう、打合せを持ちましょう。地図だけでなく、現場の撮影映像を利用すれば、より効果的です。

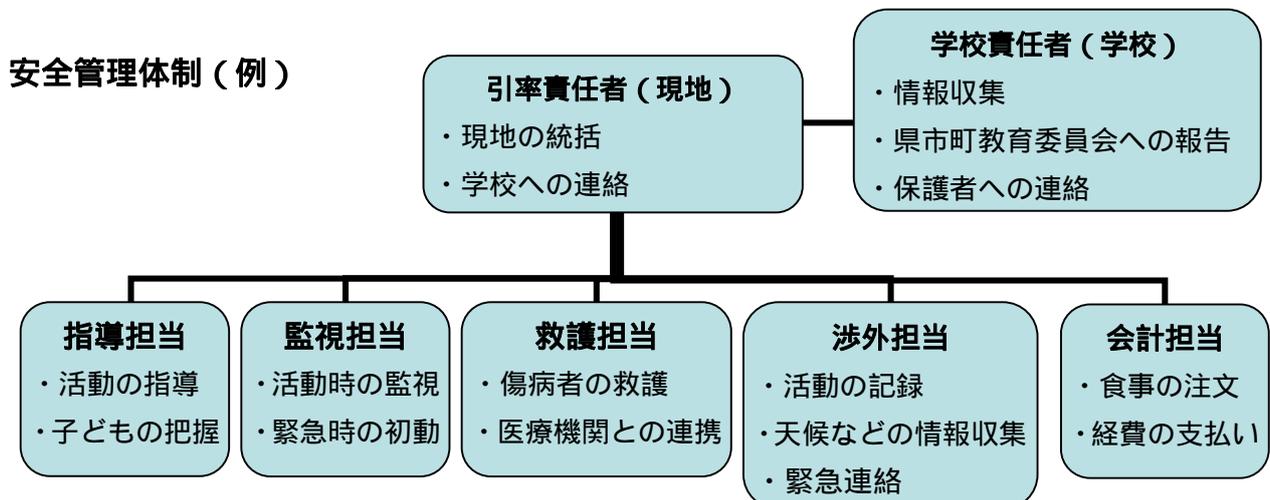
ウ 計画の見直し

事前打合せや下見を行った結果、計画段階では気づかなかった危険箇所や、改めて安全対策(指導体制・組織、用具・装備など)の必要性が確認された場合は、活動計画に反映させましょう。

エ 安全管理体制・組織の整備

子どもが少人数の場合でも、複数の引率指導者で指導することが原則です。また、活動の実施に当たっては、引率指導者の役割分担を明確にするとともに、施設職員などと連携を図りましょう。安全管理体制として、下図のような組織を置くとよいでしょう。ただし、子どもの人数、引率指導者の人数、活動内容に応じて、より具体的、実質的な組織にしておくことが必要です。なお、学校に待機している学校責任者は常に現地と連絡が取れるよう、連絡体制を整えておきましょう。

緊急時の引率指導者間の連絡方法、連絡先一覧、医療機関の診察時間等の情報を集約した一覧表を作成しましょう。



オ 用具・装備の準備、確認

学校から持っていく用具、装備の準備を進めましょう。事前に使用方法を確認しておくことも必要です。

(6) 子どもへの説明・事前指導 (STEP 6)

ア 活動の目的や日程、内容の理解

教職員は、子どもが目的意識を持ち、楽しみながら活動できるよう、施設で行う活動の目的や日程、内容について、説明を行いましょ。活動によっては、学校周辺での練習や、利用の目的や学年に合わせた施設周辺の自然や歴史、産業などの学習によって、より学びが豊かになるでしょう。

イ 施設で生活することの価値

施設においては、日常では得られないことが体験できるなど、利用の意義をきちんと理解させましょ。また、施設は公共の場であり、お互いに気持ちよく生活するための方法（ルールや時間を守る、明るい挨拶を交わす、自分の荷物は自分で管理するなど）を意識しながら生活することを指導ましょ。

ウ ルール・マナーの指導

交通法規や集団生活の規範・約束事、そして道具の扱いに至るまで、安全を確保し快適に活動するためのルールやマナーを、子どもが自ら守るように指導ましょ。

エ 避難経路及び避難方法

事前打合せや下見で得た情報をもとに、緊急時における避難経路や避難方法を事前に伝え、イメージできるように指導ましょ。

オ 安全に対する意識付け

活動の多くは、非日常的な自然環境の中で行われます。したがって、日常で考えられる危険とはかなり異なります。指導者が作成した危険箇所の地図などをもとに、子どもの安全に対する意識が高まるように指導ましょ。

カ 「自助・共助」の意識付け

「自分の身の安全は自分で守る」ことや「みんなで助け合う」といった意識を持つことは、非常に大切です。子どもの発育発達段階に合わせて意識を高めるようにましょ。

キ 体調管理の指導

施設での生活は宿泊を伴い、家から長時間離れることとなります。また、日常とは異なる場所、リズムでの生活にもなります。事前から、異なる生活リズムに対応するために、体調の維持・管理の方法、大切さについて指導ましょ。

(7) 保護者への説明・依頼・指導 (事前説明会等の場において) (STEP 7)

ア 活動の目的や日程、内容の説明

保護者には、活動の目的、内容などを理解した上で子どもを参加させる責任があることを説明ましょ。

イ 家庭への協力依頼

(ア) 学校における指導内容の説明

子どもへどのような事前指導をするのかを説明し、各家庭においても指導が生かされるように協力してもらいましょう。

(イ) 安全に対する意識付けの依頼

各家庭において、保護者から子どもに対して、危険な場面などを意識し安全に気をつけて参加することを指導してもらおうよう依頼しましょう。

(ロ) 必要な用具の準備、記名の依頼

活動期間中、安全で活動しやすい服装の準備や持ち物への記名も依頼します。

(ハ) 情報提供等の依頼

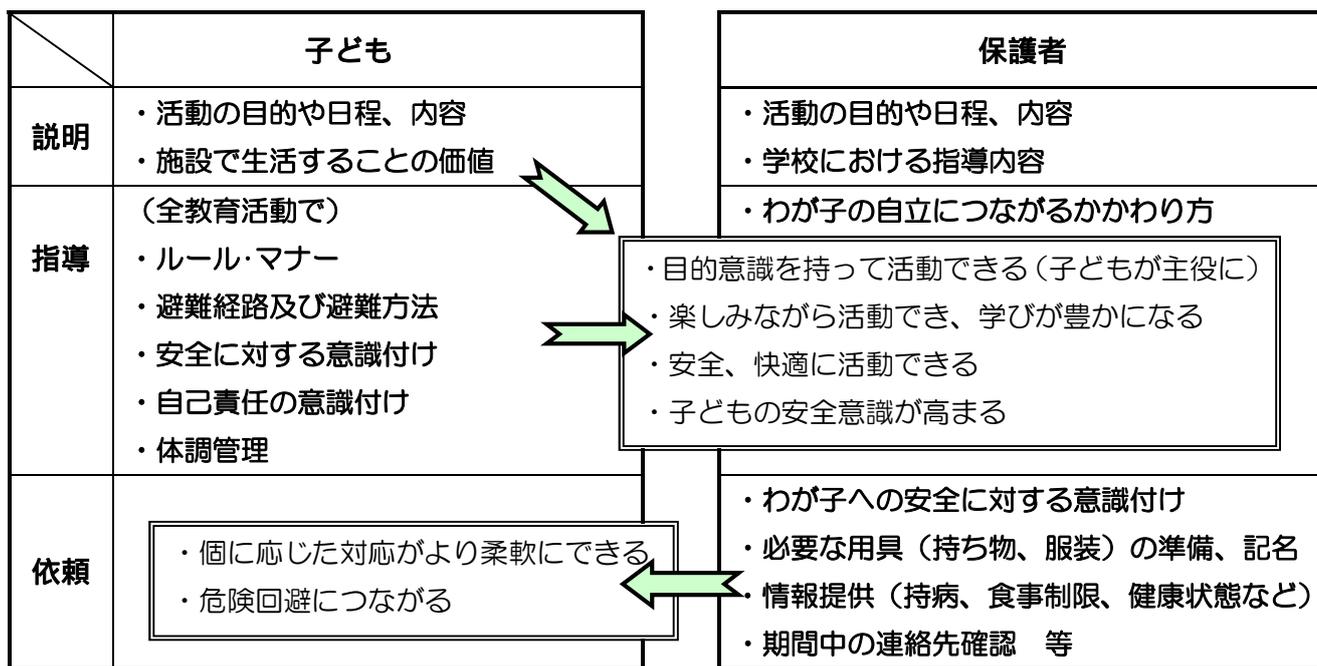
子どもの参加に際して、持病や食事制限、アレルギーなどの配慮すべき情報及び参加当日の健康状態などの報告を依頼しましょう。

(ニ) 連絡先の確認の依頼

緊急時の保護者の連絡先を確認し、活動期間中、常に連絡が取れる体制にしておくよう依頼することも必要です。

ウ 子どもの自立につながるかわり方の指導

子ども自身が主体的に持ち物をそろえたり、体調の管理をしたりできるよう保護者の子どもへのかかわり方を指導すると、学校、家庭両面での成長が期待できます。



(8) 校内教職員への説明 (STEP 8)

緊急時の対応について校内で組織化するなど、協力体制を確立しておきましょう。それを含めた計画案を職員会議などで説明し、校内教職員の理解、協力を得ましょう。

(9) 子どもの把握 (STEP 9)

ア 子どもの情報の把握、共有、対策

参加同意書や健康調査書などにより、子どもの情報を事前に把握しておくことが必要です。特に、健康状態や食事制限、アレルギーや持参する薬と服用方法などについても把握しておきましょう。食物アレルギーによる食事制限などは、事前に施設の食堂に必ず伝え、どのように対応してもらえるかを確認しておくことが必要です。また、生活や活動において特に配慮が必要な子どもがいる場合は、施設職員にも情報を伝えましょう。得られた情報は、引率指導者全員が共有し、緊急時の対策を講じましょう。

イ 子どもの特徴の把握

(ア) 子どもの体力・能力

自然体験活動では、実際に身体を動かす活動が含まれるため、子どもの基礎的な体力や運動能力、活動技術レベルについて確認が必要な場合があります。体力・運動能力に関しては、参加者のレベルに応じた無理のない計画を立て、実施場面では、弱者に合わせて行動することが原則です。また、参加者の中に、障害のある子どもが含まれていたり、怪我をしている子どもとともに活動したりするような場合は、十分な対応と配慮ができる準備（引率指導者の増員、用具の調達など）をしておきましょう。

(イ) 子どもの行動・態度

集団で活動する場合には、ルールやマナーを守ることが重要です。ルールを無視した行動や自分勝手な行動は、事故やトラブルに発展する可能性があります。参加する子どもの行動や態度の特徴について把握し、それを計画に生かし、十分な対応ができるようにしておきましょう。

7 青少年教育施設での活動中に大切なこと

※ 活動する際は、それぞれの施設が作成している資料（「利用の手引き」や「活動についての資料」など）を十分に活用しましょう。また、活動を進めるにあたり不明な点や不安な点がある場合には、そのまま活動を進めず、施設職員に確認したり、引率指導者同士で協議したりするなどの対応をしましょう。

(1) 施設内における安全対策の再確認（STEP 10）

ア 避難経路、避難場所

施設の利用を始める際は、施設で設定している避難経路や避難場所について、引率指導者が子どもとともに確認するようにしましょう。施設によっては、火災発生時と地震発生時の避難経路、避難場所が異なる場合があります。

イ 引率指導者の役割分担、動き

緊急時における引率指導者の役割分担、動きを確認しましょう。

再チェック項目	効果
<ul style="list-style-type: none">・ 避難経路、避難場所・ 緊急時の引率指導者の役割、動き	<ul style="list-style-type: none">・ 安全に対する意識が高まり、緊急時において迅速かつ円滑に対応できる

(2) 気象状況の把握と活動実施についての判断（STEP 11）

活動する前には、最新の気象情報について、インターネットやラジオなどで十分に収集しましょう。（情報収集の方法は次頁を参照）また、活動日以前の気象状況や活動範囲の状況についての情報も収集しておきましょう。

それらの情報を総合し、施設の実施判断基準に照らし合わせて実施を判断しますが、気象状況の悪化が予測される場合には、明確な意志で中止を決断する必要があり、そのための中止基準を明確化しておく必要があります。気象状況や活動によっては、実施判断のための協議を引率責任者と施設職員で行います。

気象情報の収集方法（例）

- ・ 静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」（「サイポスレーダー」で検索可）
気象における注意報や警報、県内 75 地点のピンポイント予報（1 時間ごとの天気傾向、1 時間降雨量、地上気圧、風向風速、気温、湿度）や、これからの雨雲の様子、落雷、台風、地震・津波や竜巻などの注意情報がわかります。（携帯サイトもあります。）

サイポスレーダー <http://sipos-radar/sipos/index.html>

携帯サイト <http://sipos.shizuoka2.jp/m/>



「サイポスレーダー」QR コード

QR コードに対応した携帯電話では、これを使いアクセスできます。アクセスする場合はパケット通信料金がかかります。（一部の旧式の機種においては、天気マークなどが正しく表示されない場合があります。）

- ・ 気象庁のホームページ（「気象庁」で検索可）

県内 37 地点における気象警報・注意報の状況（警報・注意報の発表状況、注意警戒事項（どのようなことに注意をしたらいいか）、注意期間（注意が必要な期間））や、「レーダー・ナウキャスト」により、降水や雷、竜巻のこれからの状況など、様々な情報が入手できます。

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(3) 活動直前の点検（STEP 12）

ア 子どもの状況

(ア) 人数

子どもの人数を確認することは、活動全ての基本であり、引率指導者が責任をもって行います。施設には、活動日前に子どもの名簿を提出することが義務付けられており、活動当日、欠席等での変更を必ず伝えます。活動によっては、別途、専用の名簿に活動する子ども全員の名前の記載や提出を求められる場合があります。

(イ) 健康状態

活動に入る前に、子どもの健康状態（睡眠・排便・食欲など）について確認しましょう。また、活動中も健康状態の変化を見逃さないようにしましょう。

子どもには、いかなる体調変化もすぐに申し出るように伝えましょう。また、引率指導者は、子どもが体調不良などを訴えた場合は、その後の活動への無理な参加は控えさせるようにし、保護者へも連絡します。このような場合、子どもの意思より医療機関や養護教諭の判断を優先するようにしましょう。

(ウ) 心の状態

様々なかかわり合いや活動の中で、心の状態が不安定になっている子どもがいなかいかどうか注意し、活動を無理強いしないように配慮しましょう。

(I) 服装など

自然体験活動では、それぞれの活動に適した服装や装備が必要です。引率指導者は、事故などを未然に防ぐためにも、屋外での帽子の着用や活動に適した服装などについて指導しましょう。

イ 活動範囲や危険箇所

活動範囲や危険箇所については、下見の時の情報以上に当日の様子を再度確認することが重要です。

たとえば、活動日の天候（活動日の数日前の天候も含む）などにより、安全と考えていた箇所の様子が変わっていることがあるので、実際に見たり、施設職員に確認したりして、必ず情報を把握しましょう。得られた情報は、子どもも含めて、全員が共有しましょう。

また、必要な場合は、危険箇所を表示するなどして、子どもの注意を喚起することにより、安全に対する意識が高まるでしょう。

天候などに応じた活動の中止や変更はあり得ますが、活動内容を変更する場合も、予定していない活動を行うことはしないようにします。

ウ 用具・装備

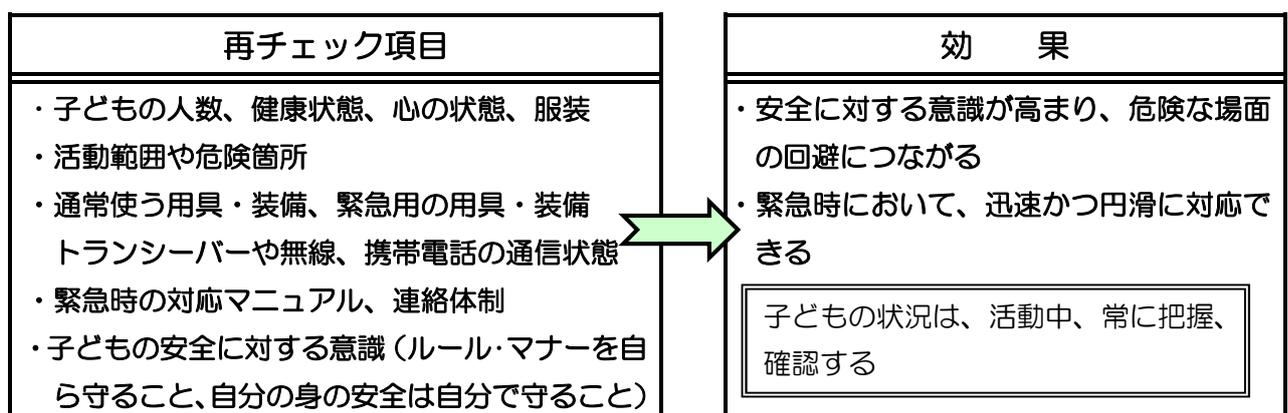
通常使う用具・装備だけでなく、緊急用の用具・装備があるかどうか、使用可能かどうかの確認を行いましょ。充電状態も含め、トランシーバーや無線、携帯電話などの通信機器の確認もおきましょ。携帯電話がつかない、もしくはつながりにくい場所があるため、場所ごとに確認しておく必要があります。

エ 緊急時の対応、連絡体制

緊急時の対応マニュアル、連絡体制を引率指導者全員が再確認し、万一の時に迅速かつ円滑に対応できるようにしておきましょ。

オ 子どもの安全に対する意識

活動前に、ルール・マナーを自ら守ること、自分の身の安全は自分で守ることなどを再度指導し、安全に対する意識を高めましょ。



(4) 活動中の子どもの姿の見取り (STEP 13)

活動中、学校生活では見られなかった子どもの頑張りやよさ、活動や生活を通して成長した姿を多く見つけるようにしましょ。また、不足している力、今後伸ばしたい力などの課題も見つけましょ。

8 学校生活に生かす

(1) 事後指導（学校の生活で更に伸ばす）(STEP 14)

施設での活動や生活で見つけた子どものよさや成長した姿を、学校でも発揮できる機会を作りましょう。更に成長が期待できます。また、見つかった課題を克服する手立てを考え、実践していきましょう。

活動中、見つけたこと	効果
<ul style="list-style-type: none"> ・日常では見られない子どもの頑張りやよさ ・活動や生活を通して成長した姿 ・不足している力、今後伸ばしたい力 	<ul style="list-style-type: none"> ・その子のよさを学校でも発揮できる機会を作ることができる ・現状より更に成長できる

9 引率指導者に求められること

引率指導者に求められることを整理すると、以下のようになります。

(1) 役割分担とコミュニケーション

組織として十分に機能するために、校内での打合せなどを通じて、引率指導者の役割分担をはっきりさせ、一人一人のやるべきことを明確にしておくことが必要です。また引率指導者同士のコミュニケーションを十分に取れるようにしておくことは、子どもの状況把握を的確にしたり、危険な場面からの回避につながったりします。

一方、役割分担を十分に行わず、活動日当日に担当者（学年主任や行事の責任者）が施設との打合せや活動の運営、子どもの人員把握や食堂との連絡など様々な仕事を一人で行っていると、集団全体を把握しきれなかったり、必要以上に時間を要し、落ち着いて活動に取り組みなかったりすることにつながります。

(2) 最新の気象情報などの正確な把握

最新の気象情報をいつでも把握できる方法を確認しておくなど、活動実施のために正確な情報を得られるようにしましょう。（P10 参照）

(3) 想定できるあらゆる危険の洗い出しと理解

施設での活動において、想定できる限りのあらゆる危険について引率指導者の中で出し合い、一覧にした上で確認し合う必要があります。それをもとに、危険に対する意識を高めましょう。

区 分	具体的な危険
気温や直射日光	熱中症、日射病、低体温など
動植物	クマ、ヘビ、ハチ、ウルシ、毒草・毒キノコなど
気象条件	天候の急変、落雷、台風、洪水、吹雪など
地理的条件	転落、落石、急斜面、岩場、尾根、山頂など
水による条件	水温、水深、水流、潮流、低体温など
地震	土砂崩れ、落石、地割れ、地面の液状化、家屋やブロック塀の倒壊、津波など
活動技術	迷う、転ぶ、落ちる、挫くなど
用具の操作技術	切り傷、やけど、刺し傷、爆発、一酸化炭素中毒など
疲労や心的要因	判断ミス、パニック、過度の興奮など
健康状態と衛生管理	発熱、下痢、食中毒など

(4) 危険への対応(シミュレーション)の技能

緊急事態が起きた場合、冷静に対応できるよう、引率指導者全員が対応方法について理解しておきましょう。施設が作成している活動についての資料にある緊急時対応マニュアルなどを参考にするとよいでしょう。万一の場合に備えて、事前に確認し、事故を想定したシミュレーションをしておくことも大切です。

(5) 下見情報の活用

下見で撮影した写真やビデオを利用するなどして、引率指導者全員が危険箇所などを把握し、危険回避の方法を確認しておきましょう。

(6) 救急処置の知識と技能

いざという時のために、引率指導者は消防署や日本赤十字社などで実施している止血法、心肺蘇生法などの救急処置トレーニングを受けておく必要があります。

(7) 万全な用具・装備の準備と使用方法の熟知

学校で用意する用具・装備・救急用品については、子どもに適しているか、不具合がないかを点検しておきましょう。また、使用方法についても熟知しておきましょう。発熱などの体調不良時の内服薬については学校では用意せず、薬アレルギー対応として子どもに合うものを各家庭で準備してもらう必要があります。

(8) 自らの体調管理

施設では、非日常の活動における子どもの安全管理や夜間における体調不良者への対応など、24時間気を抜けない状況が続きます。引率指導者も体調の管理をして臨むようにしましょう。

求められること	効果
・ 役割分担の認識と責任ある行動 ・ 引率指導者間のコミュニケーション	・ 組織が円滑に機能 ・ 子どもへの確実な見取り ・ 的確な状況把握による、危険の回避
・ 最新の気象情報などの正確な把握	・ 正確な実施判断→安心、安全な活動
・ 想定できるあらゆる危険の洗い出しと理解	・ 危険への意識の高揚と危険の回避
・ 危険への対応(シミュレーション)の技能	
・ 下見情報の活用	・ 緊急時での冷静、的確な対応
・ 施設の緊急時対応マニュアルの把握	
・ 救急処置の知識と技能	・ 緊急時での冷静、的確な対応
・ 万全な用具・装備の準備と使用方法の熟知	・ 安全な活動の実施
・ 自らの体調管理	・ 的確な判断、指示・指導

資料編 静岡県の青少年教育施設等

(1) 県内の公立青少年教育施設等一覧(平成24年4月1日現在)

ア 少年自然の家(11施設)

設置主体	名称		所在地	電話	定員	設立年度
県	静岡県立 観音山少年自然の家	431-2201	浜松市北区引佐町東久留女 木字観音山	053-545-0111	宿 200	S48
市	沼津市立少年自然の家	410-0001	沼津市足高字尾ノ上 220-4	055-922-1746	宿 206	S48
"	熱海市立姫の沢自然の家	413-0002	熱海市伊豆山字姫の沢 1164-1	0557-83-5301	宿 220	S55
"	三島市立箱根の里 (少年自然の家)	411-0000	三島市字北原菅 4710-1	055-985-2131	宿 250 野営 400	S62
"	田牛(とうじ)青少年海の家	415-0029	下田市田牛 217	0558-23-5055	野営 84	S50
"	富士市立少年自然の家	417-0801	富士市大淵 10847-1	0545-35-1697	宿 250	S49
"	静岡市井川少年自然の家	428-0504	静岡市葵区井川字大日 3055-1	054-260-2761	宿 320 野営 300	S51
"	静岡市 清水和田島少年自然の家	424-0403	静岡市清水区和田島 271-3	054-395-2611	宿 214	S50
"	浜石野外センター	421-3107	静岡市清水区由比阿僧 934-6	054-375-4105	宿 152	S49
"	浜松市 かわな野外活動センター	431-2202	浜松市北区引佐町川名 455-5	053-544-0219	宿 250 野営 250	H1 S60
町	桃沢野外活動センター	411-0936	駿東郡長泉町元長窪字 895-108	055-987-5100	宿 200 野営 200	S58

イ 青少年の家(11施設)

設置主体	名称		所在地	電話	定員	設立年度
国	(独)国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家	412-0006	御殿場市中畑 2092-5	0550-89-2020	宿 500 野営 250	S34
県	静岡県立 朝霧野外活動センター	418-0101	富士宮市根原 1	0544-52-0321	宿 200 野営 400	S44
"	静岡県立焼津青少年の家	425-0041	焼津市石津 2259-408	054-624-4675	宿 250	S37
"	静岡県立三ヶ日青年の家	431-1402	浜松市北区三ヶ日町都筑 523-1	053-526-7156	宿 200	S36
市	沼津市ゆめとびら船山	410-3402	沼津市戸田 2558-1	0558-94-3871	宿 100	S56
"	富士市立丸火青少年の家	417-0801	富士市大淵 10847-1	0545-35-1697	宿 100	S41
"	富士市立青少年センター	417-0862	富士市石坂 456-5	0545-21-6129	宿 30	S61
"	静岡市清水大平青少年の家	424-0411	静岡市清水区大平 469	0543-95-2611	宿 45	H9
"	浜松市立青少年の家	430-0906	浜松市中区住吉 4-23-1	053-471-4725	宿 70 野営 60	H22
"	浜松市立 天竜自然体験センター湖畔の家	431-3763	浜松市天竜区月 963-1	053-923-0319	宿 100	H2
"	磐田市豊岡総合センター (豊岡荘)	438-0116	磐田市壺貫地 180-1	0539-63-0046	宿 73	S43

ウ 青少年研修施設非宿泊（3施設）

設置主体	名称	所在地		電話	定員	設立年度
県	静岡県青少年会館	420-0068	静岡市葵区田町 1-70-1	054-255-2566	500	S53
市	沼津市青少年教育センター	410-0881	沼津市八幡町 97	055-951-3440	230	S60
〃	静岡市青年研修センター	420-0856	静岡市葵区駿府町 2-80	054-221-1698	133	S46

文部科学省「社会教育調査」の定義による。

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、併せてその施設を青少年利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設（少年自然の家、青年の家、児童文化センター等）を対象とする。ただし、児童福祉法による児童厚生施設（児童館及び児童遊園）及びその類似施設（児童センター、児童会館、こどもの国等）、勤労青少年福祉法に基づく勤労青少年ホーム及びその類似施設（勤労青少年会館等）は除く。なお、地方公共団体が設置した施設については、条例で設置したものに限る。

エ 静岡県高校生集団宿泊訓練施設（1施設）

設置主体	名称	所在地		電話	定員	設立年度
県	静岡県立富士山麓山の村	418-0011	富士宮市粟倉 2745	0545-36-2236	500	H1

(2) 県立青少年教育施設と予約方法

県立青少年教育施設	予約方法（学校利用の場合）
<p>朝霧 野外活動センター</p> <p>0544-52-0321</p>	<p>年度7月上旬頃、全校の校長宛に案内を郵送し一斉受け付け。団体名や利用希望日（第3希望まで）を記入し、郵送で申し込む。前年10月中旬以降は来所又は電話で申し込む。</p> <p>「利用受入内定通知」と提出用の必要書類が学校に届く。</p> <p>「活動計画書」等を提出する。（利用1か月前まで）</p> <p>事前打ち合わせ、事前踏査、施設下見を行う。（利用2週間前まで）</p>
<p>焼津青少年の家</p> <p>054-624-4675</p>	<p>利用希望の1年前の月の1日（AM8:30～ 休所日の場合は翌日）以降に電話で予約をする。</p> <p>前年度2月中旬以降に「利用の手引き」等の関係書類が学校に届く。</p> <p>利用する前の月の10日までに、「利用申込書」等の提出書類を施設に送る。</p> <p>利用する前の月の20日以降に、使用できる部屋や清掃の分担場所等を問い合わせる。</p> <p>事前打ち合わせ、事前踏査、施設下見を行う。（活動日前日まで）</p>
<p>観音山少年自然の家</p> <p>053-545-0111</p>	<p>前年度の4月中旬までに、「利用申込書」が本施設利用実績のある地域の小中学校に配布される。その他の地域の学校は、本施設のホームページの中にある「利用申込書」を活用する。</p> <p>第4希望まで記載した「利用申込書」を前年度の5月31日までに提出する。</p> <p>施設の受入担当者が利用学校（園）の希望を考慮して調整する。</p> <p>入所許可通知「利用日のお知らせ」が前年度の7月中旬までに学校に届く。</p> <ul style="list-style-type: none"> - A 単独入所の学校は利用日の1か月前までに、施設を訪れて事前打合せ（施設やエリアの下見を含む）を行う。 - B 2校以上で同時利用する場合は、学校同士で連絡を取り合い、利用日の1か月前までに、施設を訪れて合同事前打合せ（施設やエリアの下見を含む）を行う。 <p>当年度の予約については、直接電話で空き状況を問い合わせ、調整がつき次第「利用申込書」を提出する。その後は - A , B のとおり。</p>
<p>三ヶ日青年の家</p> <p>053-526-7156</p>	<p>利用希望の1年前の月の1日（AM9:00～PM5:00）に来所または電話で申し込み、団体名や利用希望日（第3希望まで）等を伝える。毎月1日以外の申込も可能だが、空き状況による。</p> <p>施設が10日前後で日程を調整し、学校に連絡する。</p> <p>事前打ち合わせとして利用日40日前までに施設へ行き、所員と活動計画や提出書類等の打合せを行う。</p> <p>提出書類を利用日の3週間前までに施設に提出する。</p>

予約方法は平成24年4月1日現在のものです。今後、変更する場合がありますので、予約を検討する際、直接各施設にお問い合わせいただくか、各施設のホームページをご覧ください。

(3) チェックリスト編

青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド チェックリスト編 ～児童生徒の自然体験活動の安全と充実のために～

静岡県教育委員会 平成 24 年 4 月

青少年教育施設を利用する際に、大切な点を確実に確認できるよう「利用者ガイド」の内容を「チェックリスト」にしました。

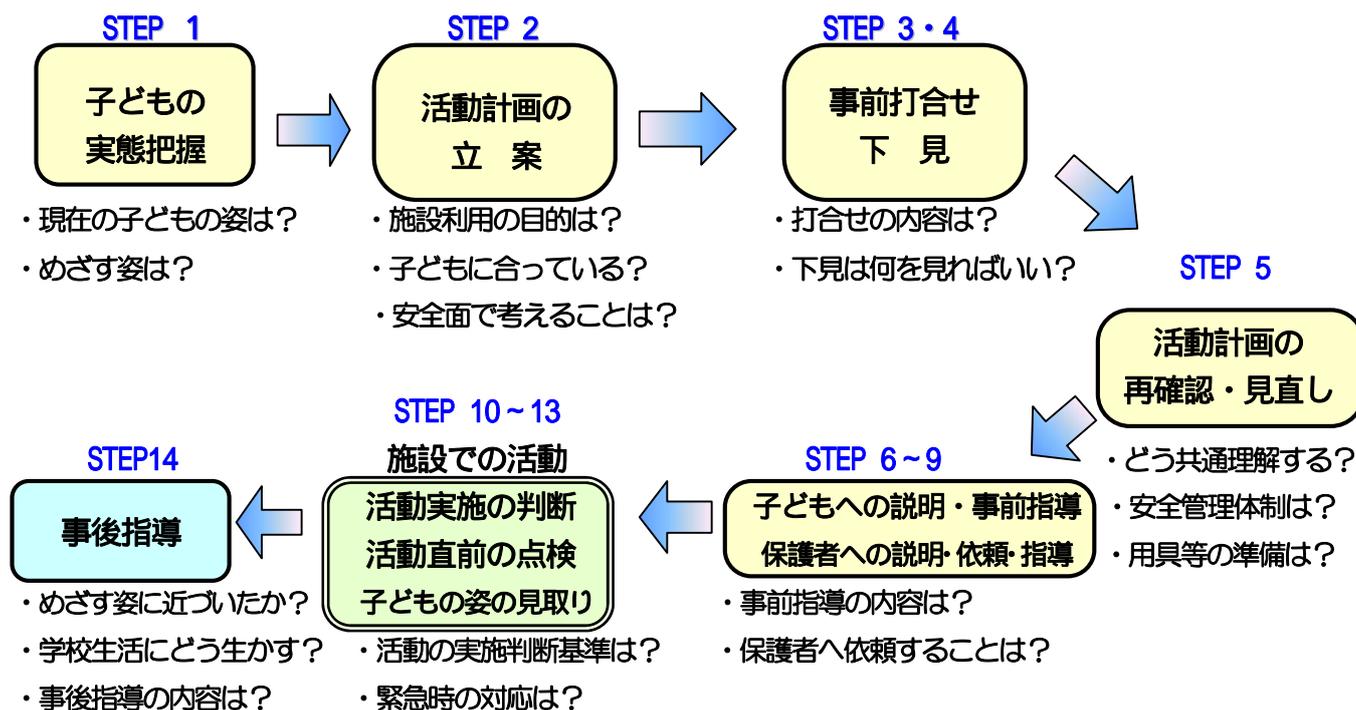
教職員のみなさんが、活動を進める主体という自覚をもち、安全を最優先に考えながら計画や準備を進めたり、青少年教育施設を有効に利用したりするために、大いに活用してください。



指導者としての心構え

- (1) 活動を推進する主体は学校であるという意識を常に持つ。
- (2) 安全を最優先に考え、活動を計画、準備する。
- (3) 学校教育目標などを達成するために、青少年教育施設を利活用する。

<施設利用の主な流れ>



<チェックリスト>

各ステップに「利用者ガイド」の記載ページを示しました。詳しい内容はそのページをご覧ください。



準備の段階で大切なこと

STEP 1 「子どもの実態把握」 P4

1 現在の子どもの実態把握 めざす子どもの姿をイメージする

STEP 2 「活動計画の立案」安全を最優先に P4

2 施設を利用する目的やねらいの明確化
3 施設の利用方法、活動内容の理解 施設職員の意見やアドバイスの取り入れ
4 ゆとりのある日程の設定、代案の準備 日程に時間的なゆとりを持たせ、悪天候などの場合の代案を考える
5 適正な引率指導者数の確保 子どもが安全に活動したり日常と変わらない指導をしたりするために必要な引率指導者数を確保する
その他()

STEP 3 「施設との事前打合せ」 P4

6 子どもの実態、活動のねらいの共有
7 引率指導者と施設職員の役割分担の明確化 活動時や緊急時の役割分担をはっきりさせる
8 活動の実施判断基準、判断方法の確認
9 活動場所における危険箇所の把握
10 施設内における避難方法、経路の確認
11 最寄りの医療機関の情報収集
12 提出書類、連絡方法の確認
その他()

STEP 4 「施設・活動場所の下見」 P4

13 適正な活動内容及びコースおよびの確認
14 活動場所の危険箇所等のチェック 危険箇所、監視体制、緊急避難場所・経路の確認
15 施設内の避難場所・経路の確認 指導者の役割や動きも明確にする
16 通信機器、通信状態の確認 活動で使用する通信機器の操作方法や、活動場所での通信状態の確認 携帯電話の電波受信状態の把握
その他()

STEP 5 「活動計画の再確認・見直し」 P5

17 危険箇所等の地図、配置図の作成
18 引率指導者全員による情報の共有
19 活動計画の見直し
20 安全管理体制・組織の整備 緊急時の引率指導者間の連絡、連絡先一覧、医療機関の診察時間等の情報を集約した一覧表を作成
21 用具・装備の準備、確認 使用方法の確認も必要
その他()

STEP 6 「子どもへの説明・事前指導」 P6

22 子どもへの説明 目的意識を持ち楽しみながら活動できるように
23 子どもへの事前指導 施設で生活する意義の説明、ルール・マナー、避難経路および避難方法、安全に対する意識付け、「自助・共助」の意識付けについての指導、体調管理の指導
その他()

STEP 7 「保護者への説明・依頼・指導」 P6

24 保護者への説明、指導 目的や日程、内容、子どもへの指導内容の説明、準備段階での子どもへのかかわり方の指導
25 保護者への依頼 子どもへの安全に対する意識付け、用具の準備や記名、持病や食事制限などの情報提供、期間中の連絡先の報告
その他 ()

STEP 8 「校内教職員への説明」 P7

26 協力体制の確立、校内教職員への説明 緊急時の対応の組織化、活動案を校内教職員へ説明
その他 ()

STEP 9 「子どもの把握」 P7

27 子どもの情報、特徴の把握 健康状態、食事制限、アレルギー、基礎的な体力、活動時での態度などを把握
28 得られた情報の共有、対策
29 食堂への連絡、対応方法の確認 食事制限やアレルギーを伝え、対応方法を確認
30 施設職員への連絡
その他 ()



青少年教育施設での活動中に大切なこと

STEP 10 「施設内における安全対策の再確認」 P9

31 避難経路、避難場所
32 緊急時の役割分担、動き
その他 ()

STEP 11 「気象情報の把握と活動実施の判断」 P9

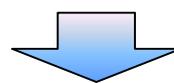
33 気象情報等の把握 最新の気象状況、活動日以前の状況、活動範囲の状況
34 活動の実施判断 情報を総合し実施基準と照らし合わせて判断 実施判断のため施設職員と協議
その他 ()

STEP 12 「活動直前の点検」 P10

35 子どもの状況（活動中、終了後も確認） 人数、健康状態、心の状態、服装の確認
36 活動範囲や危険箇所
37 用具・装備
38 緊急時の対応、連絡体制
39 子どもの安全に対する意識
その他 ()

STEP 13 「活動中の子どもの姿の見取り」 P11

40 子どものよさや課題の把握 日頃見られない子どものがんばりやよさ、成長した姿、また不足している力、今後伸ばしたい力を見つける
その他 ()



学校生活に生かす

STEP 14 「事後指導」 P12

41 よさや成長を発揮する場の設定 課題克服の手立ての設定
その他 ()

<引率指導者の役割分担>

☆活動時における引率指導者の役割分担

組織図は「利用者ガイド」P5」参照

- ・引率責任者（統括）【 】 ・指導担当（活動の指導、参加者の把握）【 】
- ・監視担当（活動の監視、緊急時の初動）【 】
- ・救護担当（傷病者の手当て、医療機関等の連携）【 】
- ・渉外担当（活動の記録、天候などの情報収集、緊急連絡）【 】
- ・会計担当（食事の注文、経費の支払い）【 】
- ・その他（ ）【 】 ・その他（ ）【 】

☆施設内緊急時における引率指導者の役割分担

- ・統括【 】 ・避難誘導【 】 ・人員、状況把握【 】
- ・救護【 】 ・情報収集【 】 ・施設との連絡、報告【 】
- ・火災での初期消火【 】 ・学校への連絡【 】
- ・その他（ ）【 】 ・その他（ ）【 】

<気象についての知識>

☆気象情報の収集方法（例）



- ・静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」（「サイポスレーダー」で検索可）

気象における注意報や警報、県内 75 地点のピンポイント予報（1 時間ごとの天気傾向、1 時間降雨量、地上気圧、風向、気温、風速湿度）や、これからの雨雲の様子、落雷、台風、地震・津波や竜巻などの注意情報がわかる（携帯サイトもあります） URL や QR コードは「利用者ガイド」P10

- ・気象庁のホームページ（「気象庁」で検索可）

県内 37 地点における気象警報・注意報の状況（警報・注意報の発表状況、注意警戒事項（どのようなことに注意をしたらよいか）、注意期間（注意が必要な期間））や、「レーダー・ナウキャスト」により、降水や雷、竜巻のこれからの状況など、様々な情報が入手できる URL は「利用者ガイド」P10

- ・活動中、天気急変を予見する方法（例）

○真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
○ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

○雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりする
○大粒の雨や、ひょうが降り出す。

（気象庁「局地的な大雨から身を守るために」より）

参考文献

- 1 野外体験活動 安全管理マニュアル作成の手引き
(滋賀県教育委員会 平成19年10月)
- 2 青少年の体験活動と自立に関する実態調査
(独立行政法人国立青少年教育振興機構 平成23年11月)
- 3 『「有徳の人」づくりアクションプラン』に関する中間状況調査
(静岡県教育委員会 平成23年9月)

青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド

発行 平成24年4月

発行者 静岡県教育委員会

編集 静岡県教育委員会社会教育課

〒 420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
054-221-3160

青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイド

チェックリスト編 ～児童生徒の自然体験活動の安全と充実のために～

静岡県教育委員会 平成 24 年 4 月

青少年教育施設を利用する際に、大切な点を確実に確認できるよう「利用者ガイド」の内容を「チェックリスト」にしました。

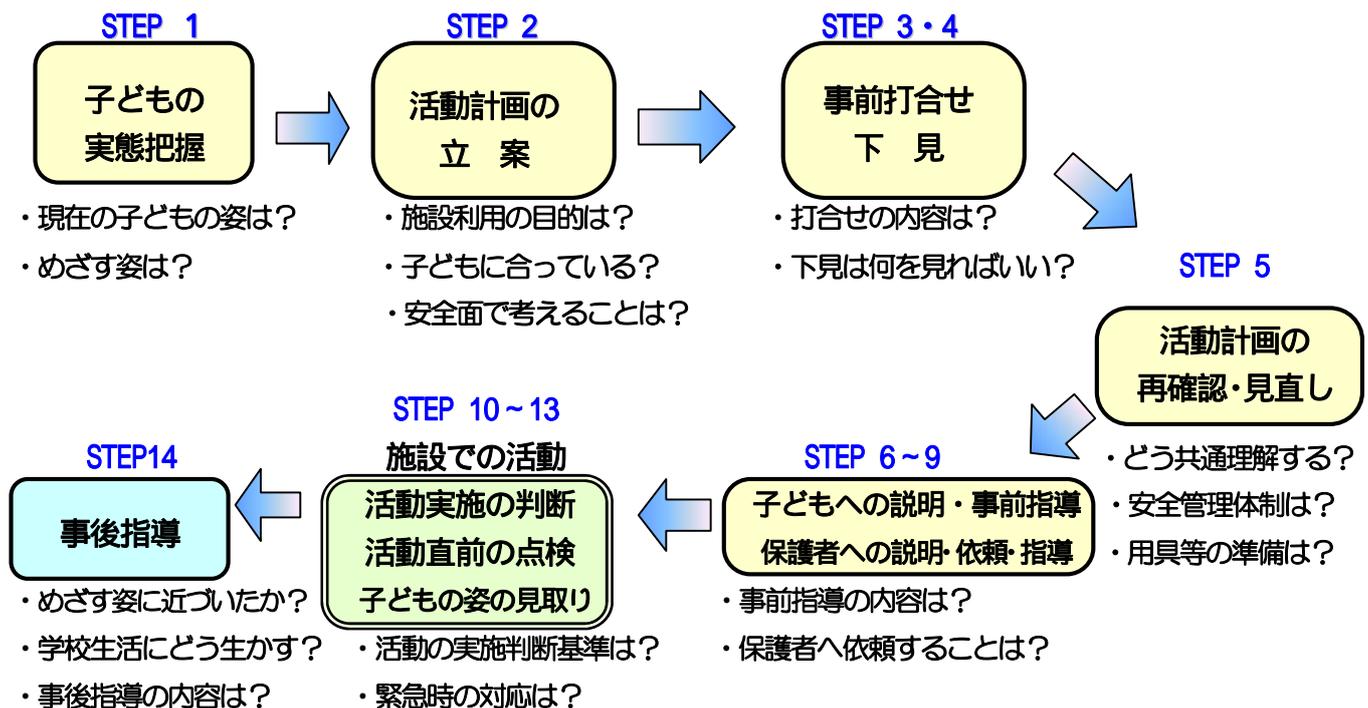
教職員のみなさんが、活動を進める主体という自覚をもち、安全を最優先に考えながら計画や準備を進めたり、青少年教育施設を有効に利用したりするために、大いに活用してください。



引率指導者としての心構え

- (1) 活動を推進する主体は学校であるという意識を常に持つ。
- (2) 安全を最優先に考え、活動を計画、準備する。
- (3) 学校教育目標などを達成するために、青少年教育施設を利活用する。

<施設利用の主な流れ>



<チェックリスト>

各ステップに「利用者ガイド」の記載ページを示しました。詳しい内容はそのページをご覧ください。



準備の段階で大切なこと

STEP 1 「子どもの実態把握」 P4

1 現在の子どもの実態把握 めざす子どもの姿をイメージする

STEP 2 「活動計画の立案」安全を最優先に P4

2 施設を利用する目的やねらいの明確化
3 施設の利用方法、活動内容の理解 施設職員の意見やアドバイスの取り入れ
4 ゆとりのある日程の設定、代案の準備 日程に時間的なゆとりを持たせ、悪天候などの場合の代案を考える
5 適正な引率指導者数の確保 子どもが安全に活動したり日常と変わらない指導をしたりするために必要な引率指導者数を確保する
その他()

STEP 3 「施設との事前打合せ」 P4

6 子どもの実態、活動のねらいの共有
7 引率指導者と施設職員の役割分担の明確化 活動時や緊急時の役割分担をはっきりさせる
8 活動の実施判断基準、判断方法の確認
9 活動場所における危険箇所の把握
10 施設内における避難方法、経路の確認
11 最寄りの医療機関の情報収集
12 提出書類、連絡方法の確認
その他()

STEP 4 「施設・活動場所の下見」 P4

13 適正な活動内容及びコースおよびの確認
14 活動場所の危険箇所等のチェック 危険箇所、監視体制、緊急避難場所・経路の確認
15 施設内の避難場所・経路の確認 指導者の役割や動きも明確にする
16 通信機器、通信状態の確認 活動で使用する通信機器の操作方法や、活動場所での通信状態の確認 携帯電話の電波受信状態の把握
その他()

STEP 5 「活動計画の再確認・見直し」 P5

17 危険箇所等の地図、配置図の作成
18 引率指導者全員による情報の共有
19 活動計画の見直し
20 安全管理体制・組織の整備 緊急時の引率指導者間の連絡、連絡先一覧、医療機関の診察時間等の情報を集約した一覧表を作成
21 用具・装備の準備、確認 使用方法の確認も必要
その他()

STEP 6 「子どもへの説明・事前指導」 P6

22 子どもへの説明 目的意識を持ち楽しみながら活動できるように
23 子どもへの事前指導 施設で生活する意義の説明、ルール・マナー、避難経路および避難方法、安全に対する意識付け、「自助・共助」の意識付けについての指導、体調管理の指導
その他()

STEP 7 「保護者への説明・依頼・指導」 P6

24 保護者への説明、指導 目的や日程、内容、子どもへの指導内容の説明、準備段階での子どもへのかかわり方の指導
25 保護者への依頼 子どもへの安全に対する意識付け、用具の準備や記名、持病や食事制限などの情報提供、期間中の連絡先の報告
その他 ()

STEP 8 「校内教職員への説明」 P7

26 協力体制の確立、校内教職員への説明 緊急時の対応の組織化、活動案を校内教職員へ説明
その他 ()

STEP 9 「子どもの把握」 P7

27 子どもの情報、特徴の把握 健康状態、食事制限、アレルギー、基礎的な体力、活動時での態度などを把握
28 得られた情報の共有、対策
29 食堂への連絡、対応方法の確認 食事制限やアレルギーを伝え、対応方法を確認
30 施設職員への連絡
その他 ()



青少年教育施設での活動中に大切なこと

STEP 10 「施設内における安全対策の再確認」 P9

31 避難経路、避難場所
32 緊急時の役割分担、動き
その他 ()

STEP 11 「気象情報の把握と活動実施の判断」 P9

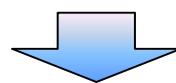
33 気象情報等の把握 最新の気象状況、活動日以前の状況、活動範囲の状況
34 活動の実施判断 情報を総合し実施基準と照らし合わせて判断 実施判断のため施設職員と協議
その他 ()

STEP 12 「活動直前の点検」 P10

35 子どもの状況（活動中、終了後も確認） 人数、健康状態、心の状態、服装の確認
36 活動範囲や危険箇所
37 用具・装備
38 緊急時の対応、連絡体制
39 子どもの安全に対する意識
その他 ()

STEP 13 「活動中の子どもの姿の見取り」 P11

40 子どものよさや課題の把握 日頃見られない子どもの頑張りやよさ、成長した姿、また不足している力、今後伸ばしたい力を見つける
その他 ()



学校生活に生かす

STEP 14 「事後指導」 P12

41 よさや成長を発揮する場の設定 課題克服の手立ての設定
その他 ()

<引率指導者の役割分担>

☆活動時における引率指導者の役割分担

組織図は「利用者ガイド」P5」参照

- ・引率責任者（統括）【 】 ・指導担当（活動の指導、参加者の把握）【 】
- ・監視担当（活動の監視、緊急時の初動）【 】
- ・救護担当（傷病者の手当て、医療機関等の連携）【 】
- ・渉外担当（活動の記録、天候などの情報収集、緊急連絡）【 】
- ・会計担当（食事の注文、経費の支払い）【 】
- ・その他（ ）【 】 ・その他（ ）【 】

☆施設内緊急時における引率指導者の役割分担

- ・統括【 】 ・避難誘導【 】 ・人員、状況把握【 】
- ・救護【 】 ・情報収集【 】 ・施設との連絡、報告【 】
- ・火災での初期消火【 】 ・学校への連絡【 】
- ・その他（ ）【 】 ・その他（ ）【 】

<気象についての知識>

☆気象情報の収集方法（例）



- ・静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」（「サイポスレーダー」で検索可）

気象における注意報や警報、県内 75 地点のピンポイント予報（1 時間ごとの天気傾向、1 時間降雨量、地上気圧、風向、気温、風速湿度）やこれからの雨雲の様子、落雷、台風、地震・津波や竜巻などの注意情報がわかる（携帯サイトもあります） URL や QR コードは「利用者ガイド」P10

- ・気象庁のホームページ（「気象庁」で検索可）

県内 37 地点における気象警報・注意報の状況（警報・注意報の発表状況、注意警戒事項（どのようなことに注意したらよいか）、注意期間（注意が必要な期間））や、「レーダー・ナウキャスト」により、降水や雷、竜巻のこれからの状況など様々な情報が入手できる URL は「利用者ガイド」P10

- ・活動中、天気急変を予見する方法（例）

○真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
○ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

○雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりする
○大粒の雨や、ひょうが降り出す。

（気象庁「局地的な大雨から身を守るために」より）